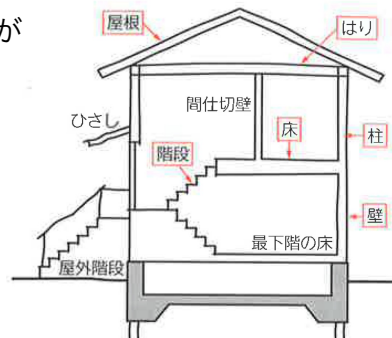
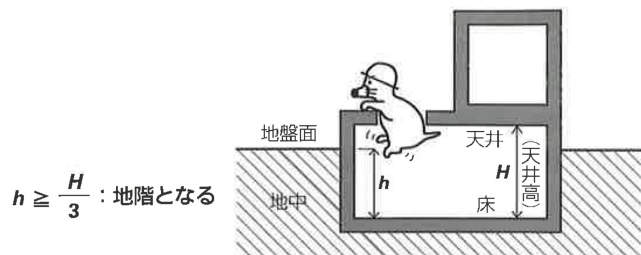


〔N o. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/2のものは、「地階」に該当する。
2. 幼保連携型認定こども園は、「特殊建築物」に該当する。
3. 木造2階建ての一戸建て住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当する。
4. 建築物に設けるボイラーの煙突は、「建築設備」に該当する。
5. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。

1 地階の定義 令1条二号

床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井高さの1/3以上のものをいう



3 大規模の修繕の定義 法2条十四号 主要構造部の一種以上の過半の修繕
主要構造部(法2条五号) 壁、柱、床、はり、屋根、階段(最下階の床、
屋外階段等は除く)

構造耐力上主要な部分(令1条 三号) 外力等を支える部分 基礎、土台
柱、梁 等

4 建築設備の定義 法2条三号

建築物に設ける煙突

5 準防火性能の定義 法23条()書き

周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮
するために外壁に必要とされる性能

法2条 七号	耐火性能	八号	防火性能
七号の二	準耐火性能	九号	不燃性能

2 特殊建築物の定義 法2条二号 法別表1 令115条の3 一号

特殊建築物では無いもの ①専用住宅 ②事務所 ③寺社仏閣
④庁舎(市役所、警察署等)